

# DISCLOSURE

ディスクロージャー

# 2019



企業のちかくで、事業のちからに。  
山形県信用保証協会

おかげさまで70周年  
**70**<sup>th</sup>  
これまで、これから。

# CONTENTS

ごあいさつ	1
プロフィール	2
役員	3
組織・事務分掌	4
コンプライアンス態勢	5
信用補完制度について	
信用保証・信用保険制度のしくみ	10
信用保証協会業務の流れ	11
信用保証の内容	
信用保証のご利用について	12
主な保証制度一覧	14
中期事業計画(平成30年度～令和2年度)	16
令和元年度経営計画	17
平成30年度の主な取り組み	
中小企業者のライフステージに合わせたきめ細やかな保証に向けた取り組み	18
平成30年度の新しい取り組み	19
セミナーの開催、研修会の実施	20
経営支援・創業支援・事業承継・事業再生支援等への取り組み	21
金融機関・中小企業支援機関等との連携に向けた取り組み	22
利便性向上に向けた取り組み	23
社会貢献活動への取り組み	23
外部評価委員会の評価及び公表	24
平成30年度事業報告	
事業概況	26
基本財産	29
貸借対照表	30
収支計算書	32
統計	
信用保証業務の推移	34
金融機関別保証状況	36
業種別保証状況	37
制度別保証状況	38
営業店舗のご案内	39

## 会章 (マーク)



このマークは「山形県信用保証協会」の頭文字yshを鳥のはばたく形に図案化し、保証協会も企業も共に、大きくはばたいて飛躍する姿をイメージしたものです。昭和44年(20周年記念の年)に制定しました。

## コミュニケーションネーム

YAMAGATA GUARANTEE  
ヤマガタ ギャランティ

ギャランティは「保証」の意味で、保証協会はヤマガタギャランティをコミュニケーションネームとして使用しております。

## 浪漫山形百景

表紙イラスト「新庄まつり」

裏表紙イラスト「山形テルサと霞城セントラル」

イラストを通して山形の良さを再発見し、まちおこし運動を行っている「やまがたマーチング(まち+ing)委員会」提供。



## ごあいさつ

山形県信用保証協会

理事長 佐藤 嘉高

皆様方には平素より格別のご支援、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

山形県信用保証協会を多くの皆様にご利用いただくために「わかりやすく・読みやすく」を心がけて、令和元年度のディスクロージャー誌を作成いたしました。当協会の業務全般につきまして、ご理解とご認識を深めていただく一助となれば幸いです。

さて、本県経済は、全体として横ばい圏内の動きとなっているものの、中小企業者にとっては、海外経済の不透明感や消費税率引き上げによる影響等も懸念され、依然として予断を許さない状況が続いております。

こうした中、平成30年度に当協会をご利用いただいた信用保証の状況につきましては、保証債務残高は全国的な流れと同様に減少傾向にあるものの、保証承諾については、金融機関との常日頃からの対話、連携を通じて中小企業者のニーズに即した保証対応に心がけた結果、短期継続型保証「たんけい」、企業の社会貢献活動を応援する社会貢献応援型特定社債保証「貢献」などの新たな保証制度が好調に推移しており、4年ぶりに前年度比で増加に転じました。保証承諾、保証債務残高ともに東北では最多の実績となっております。県内金融機関はじめ関係各位のご理解とご協力に、改めて感謝申し上げます。

さて当協会は今年度、創立70周年という節目の年を迎えます。これもひとえに県内中小企業者並びに関係機関の皆様の支えがあったからこそと深く感謝申し上げます。

これまでも、これからも、当協会は山形県中小企業者の金融の円滑化に資するべく、事業者の想いに寄り添いながら、我々の使命の一つである山形県の活力ある経済発展に貢献にできるよう業務精励してまいりますので、皆様の一層のご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和元年 8月



# プロフィール (令和元年7月1日現在)

認可	昭和24年8月24日
業務開始	昭和24年9月22日
人格	信用保証協会法(昭和28年8月10日法律第196号)に基づく特殊法人
目的	信用保証の業務を行い、中小企業者等に対する金融の円滑化を図ることを目的とする。
基本財産	236億9,078万円 内訳 基金 108億4,073万円 出捐金 72億9,795万円 金融機関負担金 35億4,278万円 基金準備金 128億5,005万円
保証債務の最高限度	1兆2,627億1,877万円 (基本財産の53.3倍)
保証債務残高	件数 33,034件 金額 2,941億7,159万円 (平成31年3月末現在)
保証利用企業者数	13,799企業 (県内対象事業者数 38,726企業) 【利用率 35.6%】
役員	理事長 1名 常務理事 2名 非常勤理事13名 常勤監事 1名 非常勤監事 2名 (詳細は次頁のとおり)
職員	98名 (男性55名、女性26名、派遣職員17名)

## ● 基本理念

わたしたちは、信頼される信用保証を通じて、  
地域を支える中小企業者の  
信用力の創造と経営力の向上のために、  
ともに考え、ともに歩んでまいります。

基本理念とは、組織の使命、存在意義、目指す姿、目標などを表したものです。

地域の経済状況と金融環境の中における、当協会の使命や存在意義を深く認識し、信頼される信用保証を通じて、地域を支える中小企業者の信用力の創造と経営力の向上のために、中小企業者、金融機関、地方公共団体など、あらゆる関係先とともに考え、ともに歩んでいくことを目指して、上記のとおり「基本理念」を定めました。

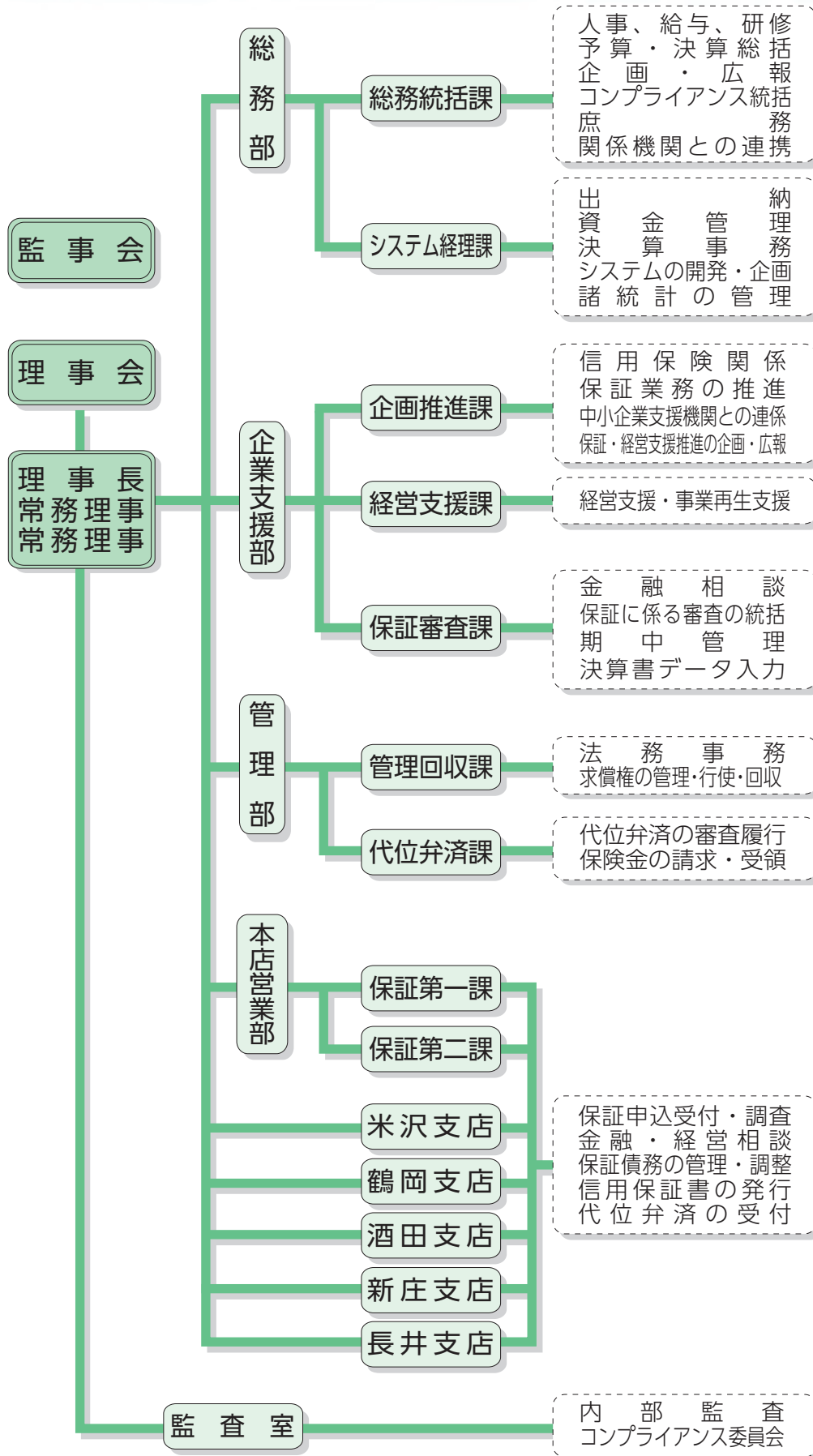
# 役員

(令和元年7月1日現在)

## 就任年月日

理事長	佐藤 嘉高	平成30年 4月 1日 (平成30年3月20日理事就任)	常勤	
常務理事	西澤 義和	平成31年 4月 1日	//	
常務理事	大沼 善広	平成29年 4月 1日 (平成27年 4月 1日理事就任)	//	
理事	木村 和浩	平成31年 4月 1日	非常勤	山形県商工労働部長
//	土田 正剛	平成27年10月28日	//	山形県市長会会長
//	原田 眞樹	令和元年 5月17日	//	山形県町村会会長
//	長谷川 吉茂	平成17年 6月28日	//	山形銀行頭取
//	上野 雅史	平成28年 6月20日	//	荘内銀行頭取
//	栗野 学	平成20年 4月 1日	//	きらやか銀行頭取
//	小宮 亮	平成30年 8月20日	//	商工組合中央金庫 山形支店長
//	佐藤 祐司	平成30年 6月 1日	//	山形県信用金庫協会会長
//	西塚 一彦	平成26年 7月23日	//	山形県信用組合協会会長
//	清野 伸昭	平成22年11月 1日	//	山形県商工会議所連合会 会長
//	安房 毅	平成30年 6月 7日	//	山形県中小企業団体中央会 会長
//	小野木 覺	平成21年 5月30日	//	山形県商工会連合会会長
//	平山 雅之	平成29年 7月15日	//	山形県企業振興公社理事長
常勤監事	荒井 隆広	平成29年 4月 1日	常勤	
監事	佐藤 岳	平成31年 4月 1日	非常勤	山形県会計管理者
//	山川 孝	平成26年 7月23日	//	弁護士

# 組織・事務分掌



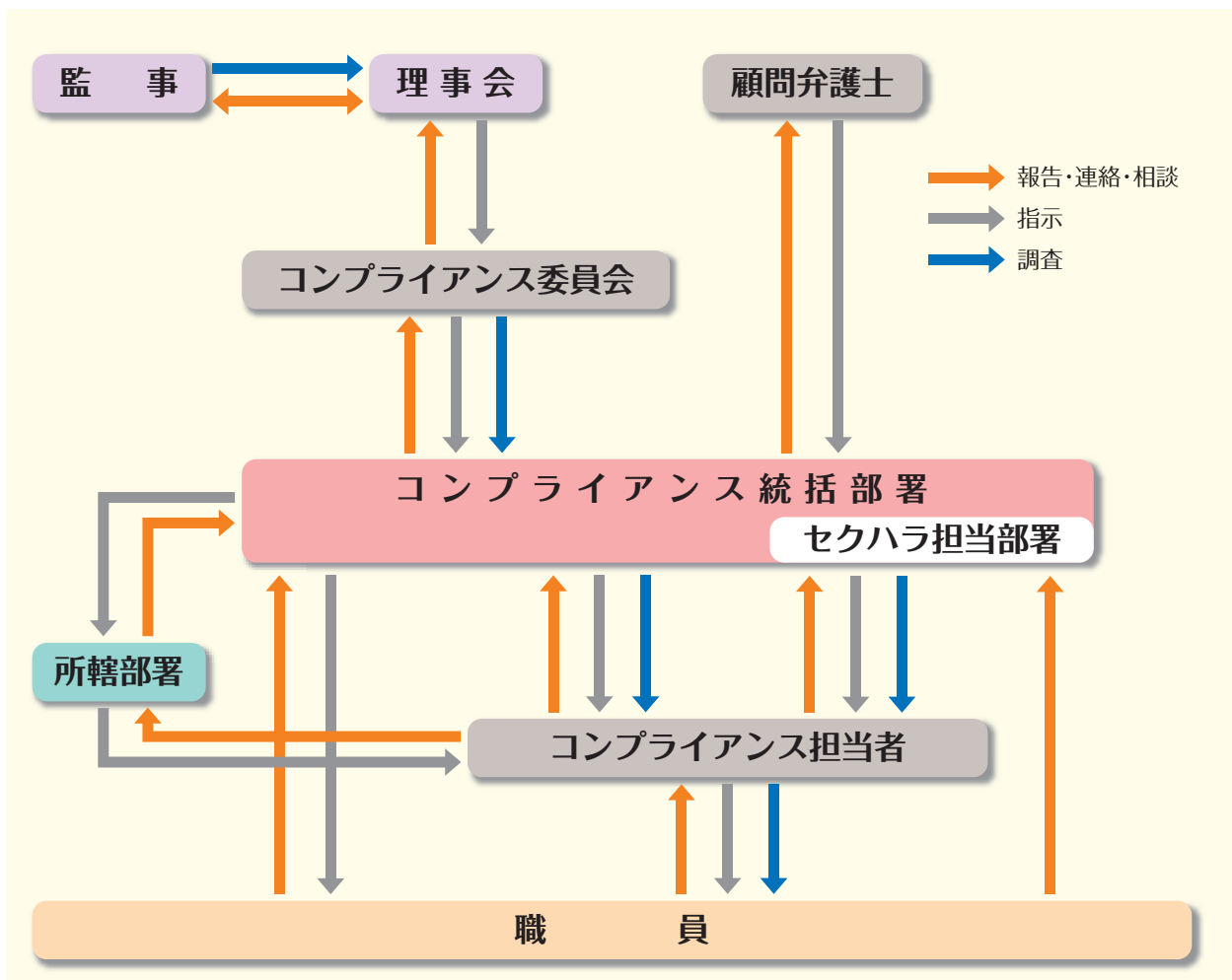
# コンプライアンス態勢

激しく変動している我が国の経済・社会のなかで信用保証協会の果たすべき役割と責任は、今後ますます大きくなるものと確信しています。このため、当協会の高い自己規律に基づき、社会から揺るぎない信頼の確立に向けて、コンプライアンスを実践する上で基本となる「倫理憲章」を定め、役職員の行動規範である「コンプライアンス・マニュアル」に規定されている事項を遂行するための具体的計画・手順を示した「コンプライアンス・プログラム」を毎年度策定します。また、確立された組織体制（下図）のもと、役職員一人ひとりが法令等遵守を常に心がける協会風土とするべく研修・啓発活動を実施しています。

## ● 倫理憲章

- 1 信用保証協会の公共性と社会的責任
- 2 質の高い信用保証サービス
- 3 法令やルールの厳格な遵守
- 4 反社会的勢力との対決
- 5 地域社会に対する貢献

## ● コンプライアンス組織体制図



## ● 個人情報保護宣言 (平成17年4月1日制定) (平成29年5月30日最終改訂)

山形県信用保証協会は信用保証協会法(昭和28.8.10法律第196号)に基づく法人であり、中小企業等の皆様が金融機関から貸付等を受けるについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業等の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくこととなりますが、お客様の個人情報の取り扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

### (1) 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)などの法令及びガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

### (2) 個人情報の取得・利用・提供

- 当協会では、信用保証業務の適切な運営の遂行のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。なお、利用目的の詳細につきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の1.「当協会が取り扱う個人情報の利用目的」に公表しておりますのでご覧ください。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、上記記載の利用目的以外には使用いたしません。
- 取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示しません。
- お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的には使用いたしません。

### (3) 個人データの適正管理

お客様の個人データについて、組織的・人的・技術的安全措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### (4) 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取り扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。

### (5) 個人データの委託

- 当協会は、個人情報保護法第23条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取り扱いを外部に委託する場合があります。
- 委託する場合には適正な取り扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

### (6) 保有個人データの開示・利用目的の通知

- 法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示及びその利用目的の通知を求めることができます。
- 請求の方法は当協会窓口に着置してある個人情報開示請求書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口を持参または郵送ください。
- 個人データの開示及び利用目的の通知につきましては1申請ごとに500円をいただきます。

### (7) 保有個人データの訂正・削除、利用停止、第三者提供の停止

- 当協会が保有する個人データに誤りがある場合は下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、訂正または削除いたします。
- お客様の個人情報を不適切に取得し、または目的外に利用している場合には下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの利用を停止いたします。
- お客様の個人情報を個人情報保護法第23条に違反して第三者に提供している場合には、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、保有個人データの第三者提供を停止いたします。
- (6)(7)の具体的な手続きにつきましては当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の8.(3)「開示等の請求等に応じる手続等に関する事項」をご覧ください。

### (8) 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

### (9) 開示・利用目的の通知・訂正・利用停止・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は以下のとおりです。

住 所／山形市城南町一丁目1番1号

電話番号／023-647-2245

部 署 名／総務部 総務統括課

そのほか相談窓口でも御相談をお受けしています。(最終頁に掲載)



## ● 個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内

(平成17年4月1日制定) (平成29年5月30日最終改訂)

個人情報保護法(以下「法」といいます。)は、所定の事項を、公表、もしくは本人が容易に知りうる状態に置くべきものと定めています。

以下では、これらの事項を公表等のため掲載させていただきますので、ご覧下さいますようお願い申し上げます。

### 1. 当協会が取り扱う個人情報の利用目的(法18条1項関係)

当協会は、個人情報の利用に関し、以下に掲げる事項を遵守いたします。

- ・法に基づき、お客さまの個人情報を、信用保証業務及びこれに付随する業務ならびに下記利用目的の達成に必要な範囲で利用すること
- ・お客さまの本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外の目的のために利用しないこと
  - ①経営・金融・各種制度利用の相談の受付
  - ②保証申込・条件変更申込の受付
  - ③保証利用資格の確認
  - ④保証・条件変更の審査
  - ⑤保証・条件変更の決定
  - ⑥保証取引の継続的な管理
  - ⑦法令等や契約上の権利の行使や義務の履行
  - ⑧取引上必要な各種郵便物の送付
  - ⑨信用保険・損失補償契約の相手方に提供する場合等適切な業務の遂行に必要な範囲での第三者提供
  - ⑩市場調査及びデータ分析ならびにアンケート等の実施
  - ⑪各種保証制度利用のご提案
  - ⑫保証料の返戻
  - ⑬求償権の行使
  - ⑭信用保証協会団体信用生命保険制度に関する事務手続
  - ⑮その他中小企業金融及び信用補完制度の適正な運営

### 2. 各種アンケート等における利用目的の限定

当協会は、お客さまにとって利用目的が明確になるよう具体的に定めるとともに、例えば、各種アンケート等への回答に際しては、アンケートの集計のためのみに利用するなど、取得の場面に応じ、利用目的を限定するよう努めます。

### 3. 個人情報の取得元又はその取得方法について

当協会では、例えば以下のような情報源から個人情報を取得することがあります。

(取得する情報源の例)

- ①信用保証委託申込書など、お客さまにご記入・ご提出いただく書類等により直接提供される場合
- ②お客さまが信用保証協会保証付融資を受けられた金融機関から、個人情報が提供される場合
- ③債権回収会社等の委託先から、個人情報が提供される場合

### 4. ダイレクト・マーケティングの中止について

当協会は、お客さまからダイレクト・マーケティングの中止のお申し出があった場合には、遅滞なくそれ以降の当該目的での利用・提供を中止する措置をとります。

中止を希望されるお客さまは、以下に掲げる窓口までお申し出ください。

山形県信用保証協会 総務部 総務統括課 電話番号023-647-2245

### 5. 個人データの取扱いの委託について

当協会がお客さまの個人情報の取扱いを委託する場合は、お客さまの個人情報の安全管理が図られるよう適切に監督いたします。

当協会では、例えば、以下のような場合に、個人データの取扱いの委託を行っております。

(委託する事務の例)

- ①行方不明先等の調査業務
- ②債権管理回収業務

## 6. 個人情報の第三者提供について（法23条1項関係）

当協会は、お客さまより取得させていただいた個人情報を適切に管理し、法令等に定められた一定の場合を除き、あらかじめお客さまの同意を得ることなく第三者に提供することはありません。

なお、お客さまの個人情報を第三者に提供すること、及び個人情報の取得にあたっての利用目的については、次のような様式によりお客さまの同意を得ることとしております。

- ・個人情報の取扱いに関する同意書

## 7. 共同利用に関する事項（法23条5項3号関係）

法23条5項3号は、第三者提供の例外として、個人データを特定の者との間で共同して利用する場合であって、その旨及び一定の事項を本人が容易に知り得る状態に置いているときは、第三者提供にいう「第三者」に該当せず、あらかじめお客さまの同意を得ないで、その共同利用者に個人データを提供できることを定めています。

### (1) 共同利用される個人データの項目

- ①創業年月・従業員数等、保証委託申込書・条件変更申込書ならびに申込時および申込後提出する書類に記載された情報
- ②財務評価に関する情報等、保証審査に関する情報
- ③保証承諾金額・保証期間等、保証承諾の内容に関する情報
- ④条件変更内容・条件変更回次等、条件変更の内容に関する情報
- ⑤事故発生事由・期限の利益喪失年月日等、事故発生の内容に関する情報
- ⑥代位弁済金額・代位弁済原因等、代位弁済の内容に関する情報
- ⑦求償権金額・法的措置の内容等、求償権回収に関する情報
- ⑧その他信用保証協会業務に関する統計資料作成のために必要な情報

### (2) 共同利用者の範囲

- ①信用保証協会法（昭和28年法律第196号）に基づく信用保証協会  
具体的な名称については当協会ホームページをご覧ください。
- ②一般社団法人全国信用保証協会連合会

### (3) 利用目的

信用保証協会業務に関する統計資料の作成・分析

### (4) 個人データの管理について責任を有する者の名称

一般社団法人全国信用保証協会連合会

## 8. 当協会が取り扱う保有個人データに関する事項（法27条1項関係）

次のとおりです。

### (1) 当該個人情報取扱事業者（当協会）の名称

山形県信用保証協会

### (2) すべての保有個人データの利用目的

1. をご参照ください。

### (3) 開示等の請求等に応じる手続等に関する事項（法32条関係）

当協会では、例えば保証審査内容等の法令等に定められた一定の場合を除き、本人またはその代理人からの保有個人データの利用目的の通知の求め、保有個人データの開示、訂正等、利用停止等、第三者提供の停止の請求（以下「開示等の請求等」といいます。）に対応させていただいております。

#### ①開示等の請求等のお申出先

開示等の請求等は下記宛、当協会所定の申請書（②参照）に必要な書類を添付のうえ、持参または郵送によりお願い申し上げます。なお、郵送の場合は封筒に朱書きで「開示等請求書類在中」とお書き添えいただければ幸いです。

〒990-8580

住 所 山形県山形市城南町一丁目1番1号 山形県信用保証協会 総務部 総務統括課

電話番号 023-647-2245

#### ②開示等の請求等に際して提出すべき書面（様式）等

「開示等の請求等」を行う場合は、次の申請書（A）をダウンロードし、所定の事項を全てご記入のうえ、本人確認のための書類（B）及び依頼人確認のための書類（C）（本人と依頼人が異なる場合）を添付してください。

#### (A) 当協会所定の申請書

- ・「保有個人データ」開示等申請書

#### (B) 本人確認のための書類

（例）運転免許証、パスポートのコピー（※） 1通

#### (C) 依頼人確認のための書類

- ・印鑑証明書（依頼人）

※ 原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

③代理人による「開示等の請求等」

「開示等の請求等」をする者が本人、未成年者または成年後見人の法定代理人もしくは開示等の請求等をするにつき本人が委任した代理人である場合は、前項の書類に加えて、下記の書類（(A) または (B)）を添付してください。

(A) 法定代理人の場合

- ・成年後見人の場合は当協会所定の届出書 1通
- ・法定代理権があることを確認するための書類（(例) 戸籍謄本、親権者の場合は扶養家族が記入された保険証のコピー（※）） 1通
- ・未成年者または成年被後見人の法定代理人本人であることを確認するための書類（(例) 法定代理人の運転免許証、パスポートのコピー（※）） 1通

(B) 委任による代理人の場合

- ・当協会所定の代理人選任届 1通
- ・本人の印鑑証明書 1通
- ・代理人本人であることを確認するための書類（(例) 代理人の運転免許証、パスポートのコピー（※）） 1通

※ 原本を確認させていただく場合がありますので、ご了承ください。

④開示等の請求等の手数料の額及びその徴収方法

「開示等」のうち、「保有個人データの利用目的の通知」の求めまたは「保有個人データの開示」の請求については、以下の手数料を徴収させていただきます。

1回の申請ごとに 500円

当協会窓口にてお支払いいただくか、郵送の場合は500円分の定額小為替を申請書類に同封してください。

※ 手数料が不足していた場合、及び手数料が同封されていなかった場合は、その旨ご連絡申し上げますが、所定の期間内にお支払いがない場合は、開示等の請求がなかったものとして対応させていただきます。

⑤開示等の請求等に対する回答方法

「開示等」のうち、「保有個人データの開示」の請求については、書面またはお客さまの了解を得た方法により遅滞なくご回答いたします。その他の「開示等」につきましては、適宜の方法により遅滞なくご回答いたします。

なお、代理人による開示等の請求等に対しては、お客さまご本人に直接回答する場合がありますので、ご了承ください。

⑥開示等の請求等に関して取得した個人情報の「利用目的」

開示等の請求等にともない取得した個人情報は、開示等の請求等に応ずるために必要な範囲内で取り扱うものとします。

※ 「保有個人データ」の不開示事由について

次に定める場合は、不開示とさせていただきます。不開示を決定した場合は、その旨、ご通知申し上げます。また、不開示の場合についても所定の手数をいただきます。

- ・申請書に記載されている住所または本人確認のための書類に記載されている住所と当協会の登録住所が一致しないときなど、本人確認ができない場合
- ・代理人による申請に際して、代理権が確認できない場合
- ・所定の申請書類に不備があった場合
- ・開示の請求の対象が「保有個人データ」に該当しない場合
- ・本人または第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ・当協会の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ・他の法令に違反することとなる場合

9. 苦情の受付窓口に関する事項（法27条1項4号、施行令8条、法35条関係）

(1) 個人情報の取扱いに関する苦情の申出先

当協会の個人情報の取扱いに関する苦情については、以下に掲げる窓口までお申し出下さい。

〒990-8580

山形県山形市城南町一丁目1番1号 山形県信用保証協会 総務部 総務統括課

電話番号023-647-2245

そのほか相談窓口でも御相談をお受けしています（住所等詳細につきましては、当協会ホームページ『申込・相談窓口』をご覧ください。）。

10. 備考

当協会が、お客さまへの通知、同意書等のご承認の方法により、別途、利用目的等を個別に示させていただいた場合等には、その個別の利用目的等の内容が、以上の記載に優先いたします。ご了承ください。

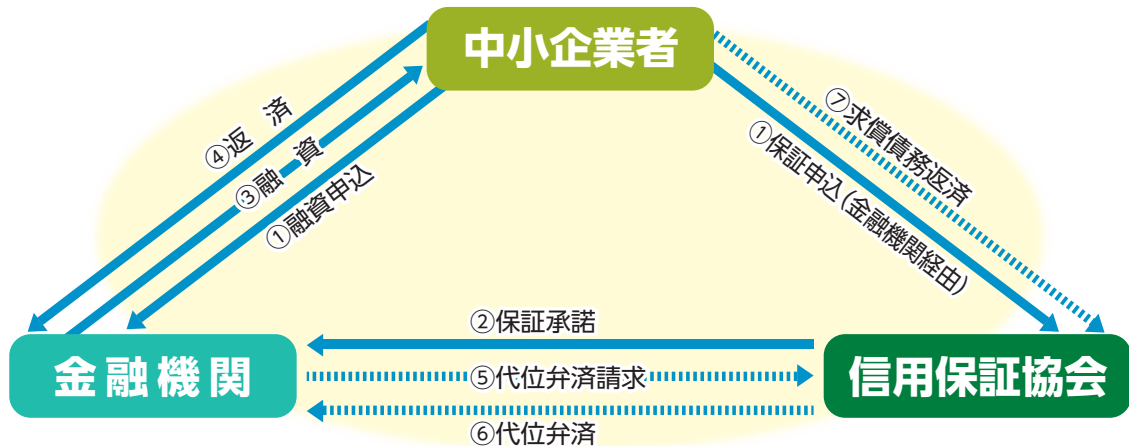
以上



# 信用補完制度について

信用補完制度とは、中小企業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ「信用保証制度」と信用保証協会が日本政策金融公庫に対して再保険を行う「信用保険制度」の総称です。

## ● 信用保証制度のしくみ



- ① 中小企業者の方は、金融機関を経由して信用保証申込をします。
- ② 信用保証協会では、事業の内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関へ通知（信用保証書）します。
- ③ 保証承諾の通知（信用保証書）を受けた金融機関は中小企業者の方へ融資を行います。この際、中小企業者の方には所定の信用保証料をご負担いただきます。
- ④ 中小企業者の方は融資条件に基づき、借入金を金融機関へ返済します。
- ⑤ 金融機関は、中小企業者の方が事情により借入金の返済ができなくなった場合、信用保証協会に代位弁済の請求を行います。
- ⑥ 信用保証協会は請求に基づき、審査の上、中小企業者の方に代わり金融機関に代位弁済をします。
- ⑦ その後、中小企業者の方とご相談をしながら信用保証協会へ借入金（求償債務）を返済していただきます。

## ● 信用保険制度のしくみ



- ① 日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。
- ② 信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。
- ③ 信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。
- ④ 日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%または80%を保険金として信用保証協会に支払います。
- ⑤ 信用保証協会は、代位弁済した中小企業者からの回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。



## ● 信用保証協会業務の流れ

迅速・的確な業務の遂行で、中小企業者の安定と発展に貢献します。



# 信用保証の内容

## ● 信用保証のご利用について

### ご利用いただける方

中小企業者の方で

- ① 県内に本店または事業所がある法人
- ② 県内に住居または事業所がある個人
- ③ 中小企業者で組織する組合員

ただし、制度融資の場合は、それぞれの制度の定めるところによりますが、創業関連保証と創業等関連保証については、創業前から対象となる場合もあります。

### 企業規模

会社の場合は、資本金・従業員数のいずれか一方が該当すれば対象となります。

業 種	資 本 金	常時使用する従業員数
製造業、建設業、運輸業、その他	3億円以下	300人以下
卸 売 業	1億円以下	100人以下
小 売 業	5,000万円以下	50人以下
サ ー ビ ス 業	5,000万円以下	100人以下
医療を主たる事業とする法人	制限なし	300人以下

政令指定業種	資 本 金	従 業 員 数
ゴム製品製造業*	3億円以下	900人以下
ソフトウェア業	3億円以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
旅 館 業	5,000万円以下	200人以下

\*自動車または航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

### 保証対象業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農林・漁業、金融・保険業、サービス業のうち風俗関連営業等、宗教・政治・経済・文化団体、その他中小企業信用保険法等において不相当と認める業種についてはご利用いただくことができません。また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

### 資金使途

中小企業者とその事業遂行に必要な運転資金と設備資金です。

したがって、事業資金以外の生活資金などの消費資金、投機資金等は該当なりません。

## 保証限度

個人・法人	組 合
2億8,000万円 (無担保保証8,000万円・普通保証2億円)	4億8,000万円 (無担保保証8,000万円・普通保証4億円)

※上記以外に国の政策上、別枠として設けられている保証制度があります。  
※他県の保証協会利用がある場合は、合算となります。

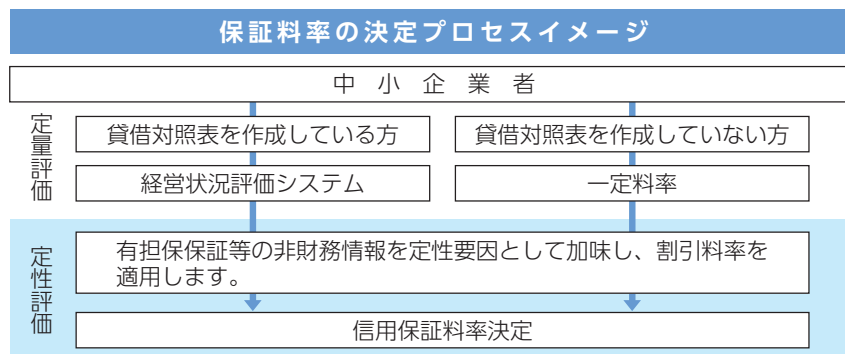
## 責任共有制度

平成19年10月1日から、信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して中小企業者の事業意欲等を継続的に把握し、融資実行及びその後における経営支援や再生支援といった中小企業者に対する適切な支援を行うこと等を目的とした「責任共有制度」が導入されました。

同制度導入により、保証協会の保証付融資は一部の保証制度を除き、中小企業者の借入金額に対して、金融機関も20%の信用リスクを負担することになります。

## 信用保証料率体系

中小企業の経営状況に応じ、9段階の料率体系となります。  
保証制度ごとの料率は次頁をご参照ください。



中小企業者の経営を加味した料率体系を構築することより資金調達コストの軽減、公的保証の利用機会の拡大を図り、中小企業者のさらなる発展を支援します。

## 連帯保証人

次のような場合を除き、法人の場合は代表者のみ、個人の場合は不要となります。

- 1 実質的な経営権を持っている者、営業許可名義人または申込人（法人の場合はその代表者）とともに当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合
  - 2 本人または代表者が健康上の理由のため、事業承継予定者が連帯保証人となる場合
  - 3 財務内容その他の経営の状況を総合的に判断して、通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合で、当該事業の協力者から積極的に連帯保証の申し出があった場合
- ※「経営者保証に関するガイドライン」（平成25年12月5日付け経営者保証に関するガイドライン研究会公表）において求められている要件が将来に亘り充足すると見込まれる場合は、取扱金融機関における経営者保証の対応や、財務状況等を踏まえて、連帯保証人に経営者保証を不要とする対応を行っております。

## 担保

担保は必要な場合があります。

● 主な保証制度一覧 (令和元年4月現在)

保証制度名〔略称〕		こんな時にご利用ください	責任共有
一般保証〔一般〕		通常の運転・設備の借入に	○
事業者カードローン当座貸越根保証〔カードローン〕		カードで反復的に借入するため、枠設定を行うときに	○
事業者カードローン当座貸越根保証〔プラス〕		事業者カードローン根保証枠の維持を図るときに	○
小規模事業者カードローン根保証〔ミニカードローン〕		カードで小口資金を反復的に借入するため、枠設定を行うときに	○
当座貸越根保証〔当貸〕		大口資金を反復的な借入のための枠設定に	○
当座貸越根保証〔プラス〕		当座貸越根保証枠の維持を図るときに	○
中小企業特定社債保証		社債を発行し、資金調達するときに	○
社会貢献応援型特定社債保証〔貢献〕		社債を発行し、資金調達するときに	○
流動資産担保融資保証〔ABL〕		流動資産を担保として資金調達するときに	○
セーフティネット保証〔セーフティ〕		倒産被害、不況業種、金融機関が取引調整を行っているなどの影響を受けたときに	5、7、8号 ○
危機関連保証		大規模な経済危機、災害等による著しい信用収縮が発生したときに	
事業再生保証		法的な債権手続を行う方に	
事業再生円滑化関連保証		私的整理手続きにおけるつなぎ資金に	○
事業再生計画実施関連保証〔改善サポート〕		事業再生計画における計画実行における資金に	△
経営力強化保証		自ら事業計画を策定し、経営力強化に取り組む方に	△
借換保証		既存の保証付借入の借換、一本化に	△
	条件変更改善型借換保証	既往保証で条件変更による返済緩和を行っており、借換えによる金融の正常化を図りたい方に	○
小額融資保証	県特	小規模企業者のための小口の借入に	○
	特別小口〔特小〕	小規模企業者のための無担保・無保証人での小口の借入に	
小口零細企業保証〔小口零細〕		小規模企業者のための小口の借入に	
商工業振興資金保証		山形県商工業振興資金による貸付に	○
近代化資金保証	創業関連	新規開業または分社化により新会社を設立する方に	
	創業等関連	新規開業または分社化により新会社を設立する方に	
	特定経営承継関連	事業承継を受けた代表者個人の方に	○
	その他各種法律に基づく特別保証	各種法律による	△
季節資金保証〔中元・年末〕		中元・年末期の季節的な短期資金が必要なときに	○
根保証		反復して行われる手形貸付、手形割引、電子記録債権割引等の枠設定に	○
商業手形割引・電子記録債権割引保証		手形割引・電子記録債権割引の必要なときに	○
長期経営資金保証〔長経〕		大口資金を長期の借入で	○
各市町村制度保証		市町村の低利融資制度を利用した借入に	○
財務要件型無保証人保証		「経営者保証に関するガイドライン」に基づく、経営者保証に依らない事業資金に	○
事業承継サポート保証		持株会社を新たに設立し、事業会社の株式を買い取りたい方に	○
専門家派遣付長期設備保証〔プロサポ〕		専門家からの助言を受けて、設備投資をより効果的に行いたい方に	○
発展支援長期保証〔はってん〕		まとまった資金調達を行いたい方に	○
短期継続型保証〔たんけい〕		短期資金を反復して利用したい方に	○



保証限度額（個人・法人）	保証期間	基準信用保証料（年率） （貸付額に対する料率です）
2億8,000万円 （無担保保険8,000万円・普通保険2億円）	運転10年、設備20年	弾力化0.45～1.90%
100万円以上2,000万円	1年または2年	弾力化0.39～1.62%
100万円以上2,000万円	1年または2年	弾力化0.39～1.62%
50万円以上300万円	1年または2年	弾力化0.39～1.62%
100万円以上2億8,000万円	1年または2年	弾力化0.39～1.62%
100万円以上2億8,000万円	1年または2年	弾力化0.39～1.62%
2,400万円以上4億5,000万円	7年	弾力化0.45～1.90%
2,400万円以上4億5,000万円	7年	弾力化0.45～1.90%
2億円	1年	0.68%
2億8,000万円 （無担保保険8,000万円・普通保険2億円）	運転10年、設備15年	1号～4、6号 1.00% 5、7号～8号 0.85%
2億8,000万円 （無担保保険8,000万円・普通保険2億円）	10年	0.80%
2億円	10年	2.20%
2億8,000万円 （無担保保険8,000万円・普通保険2億円）	3年	1.76%
2億8,000万円 （無担保保険8,000万円・普通保険2億円）	一括返済の場合 1年 分割返済の場合 15年	責任共有 0.80% 責任共有外 1.00%
2億8,000万円 （無担保保険8,000万円・普通保険2億円）	運転5年、設備7年 借換の場合は10年	責任共有 0.45～1.75% 責任共有外 0.50～2.00%
2億8,000万円 （無担保保険8,000万円・普通保険2億円）	利用する制度の期間	利用する制度の料率
2億8,000万円 （無担保保険8,000万円・普通保険2億円）	15年	弾力化0.45～1.90%
3,000万円	7年	弾力化0.45～1.90%
2,000万円	7年	1.00%
2,000万円	7年	弾力化0.50～2.20%
2億8,000万円 （無担保保険8,000万円・普通保険2億円）	制度要綱による	弾力化0.45～1.90%
2,000万円	10年	1.00%
1,500万円	10年	1.00%
2億8,000万円 （無担保保険8,000万円・普通保険2億円）	運転10年、設備15年	弾力化0.45～1.90%
制度要綱による		利用する制度の料率
3,000万円	運転6カ月	弾力化0.45～1.90%
2億円	運転1年	弾力化0.39～1.62% 0.45～1.90%
2億8,000万円 （無担保保険8,000万円・普通保険2億円）	運転5カ月	弾力化0.45～1.90%
2億円（2,000万円以上100万単位）	運転15年、設備20年	弾力化0.45～1.90%
各市町村の制度要綱による		各制度要綱による
2億8,000万円 （無担保保険8,000万円・普通保険2億円）	一括返済 2年 分割返済7年（設備、運転設備10年）	弾力化0.45～1.90%
2億8,000万円 （無担保保険8,000万円・普通保険2億円）	設備15年	弾力化0.45～1.90% （原則1.15%）
2億8,000万円 （無担保保険8,000万円・普通保険2億円）	20年 （ただし、運転資金は設備に付帯するものに限る）	弾力化0.45～1.90%
2億円	7年	弾力化0.35～1.05%
5,000万円	運転1年	弾力化0.45～1.90%

\*制度により県・市町村より保証料の補給を受けられるものがあります。

# 中期事業計画 (平成30年度～令和2年度) 【概要】

信用保証協会法の改正等を踏まえ、山形県信用保証協会は、中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）の多様なニーズに対応し、中小企業者の振興と発展に貢献する必要がある。

そのために、中小企業者に寄り添いながら業況等の把握に努めることにより、安定的な資金調達を支援する。また、関係機関との対話や連携を推進することにより、中小企業者の経営改善及び生産性向上を促すとともに、地方創生にも貢献する。さらに、中小企業者や関係機関から信頼され続ける組織であるため、組織体制の充実かつ強化を図る。

中期事業計画策定にあたり、以上のことを踏まえて、下記について重点的に取組むものとする。

## 1 中小企業者の経営改善・生産性向上に向けた取組みの推進

中小企業者に寄り添いながら業況等の把握に努めることにより、安定的な資金調達を支援するとともに、中小企業者の経営改善や生産性向上を促すため、金融機関との対話や連携をより一層推進する。

## 2 中小企業者への経営支援・事業再生支援に関する取組みの推進

中小企業者の多様なニーズに対応することにより中小企業者の振興と発展に貢献する必要があるため、協会内部の経営支援体制の充実を図るとともに、金融機関や支援機関等と連携して経営支援に取り組んでいく。

## 3 地方創生への貢献を果たすための取組みの推進

地方公共団体や金融機関等の関係機関との連携を強化することにより、地方創生に寄与していく。

## 4 期中管理の充実・強化

金融機関との対話や連携を深めながら、返済緩和先の正常化に向けた支援を進めるとともに、中小企業者の業況の早期把握によるきめ細やかな対応を図ることにより、期中管理の充実及び強化に努めていく。

## 5 回収の合理化・効率化

関係部門、関係機関及び協会サービサーとの連携を密にすることにより、回収の合理化及び効率化に努める。

## 6 組織体制の充実・強化

中小企業者や関係機関から信頼され続ける組織であるため、運営規律の強化を図りつつ、業務全般の改善及び効率化を推し進めながら、人材の育成に取組む。また、中小企業者の多様なニーズに対応するために財政基盤の強化にも努める。

※中期事業計画の詳細は当協会ホームページに公開しています。

# 令和元年度経営計画【概要】

## 1 業務環境

### (1) 山形県の景気動向

山形県の景気は、設備投資の増加や個人消費が底堅く推移しているほか、雇用・所得環境の着実な改善等を背景に、緩やかな回復基調が続いている。

個人消費は、百貨店・スーパー販売額は前年を下回ったが、家電・乗用車販売等が前年を上回り堅調に推移している。生産活動は、自動車向け部品で順調に推移しているが、情報通信機械は低水準となっており、持ち直しのテンポが緩やかになっている。公共投資は、自動車道路関係の工事受注等もあり、増加している。住宅建設は、新設住宅着工戸数では貸家が前年を下回っているものの、持家、分譲が前年を上回っていることから、全体として前年を上回っている。雇用情勢は、有効求人倍率が高水準を維持しており、改善が進んでいる状況である。

企業倒産は、前年に続いて件数・金額ともに低水準で推移しているが、年間を通して突発的な大口倒産が発生しており、予断を許さない状況である。

県内の金融環境は、貸出動向としては、企業向けを中心に堅調に推移したことから前年を上回ったものの、一方で、貸出金利は依然として低水準で推移している。

### (2) 中小企業・小規模事業者を取り巻く環境

わが国経済は、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果により、緩やかに回復しているものの、米中貿易摩擦や中国経済の先行きなど海外経済の不確実性の影響等による懸念材料も見られる。

また、中小企業・小規模事業者(以下、「中小企業者」という。)の景況感についても、基調としては改善傾向にあるが、令和元年10月に予定されている消費税率の引き上げに伴う駆け込み需要や反動減への対応、さらには年々深刻さを増している人手不足問題等、様々な問題があり予断を許さない状況が続いている。

### (3) 信用保証を取り巻く情勢

貸出金利の低下による信用保証料の割高感や、セーフティネット関係保証債務の償還が進んでいること等を背景に、当協会の保証債務残高は減少傾向が続いている。

このような環境において、平成30年4月に信用保証協会法等の改正があり、中小企業者の経営支援や金融機関との連携強化が求められており、さらに、公的機関として地方創生への貢献等が期待されている。

## 2 業務運営方針

平成30年度に策定した中期事業計画の基本方針を基に、次の項目を本年度の柱に据え、きめ細やかに業務を運営することにより、県内経済の活力ある発展に貢献していく。

- (1) 金融機関との対話や連携を一層図りながら、協会の基本業務である信用保証を通じて、中小企業者の安定的な資金調達を支援するとともに、地域経済の発展を担う公的機関として、地域の課題に向き合い、地方創生に一層の貢献を果たしていく。
- (2) 県内中小企業者数が年々減少している現状に鑑み、金融機関、各支援機関と連携して中小企業者への経営支援をさらに強化するとともに、創業支援や事業承継支援に重点的に取り組むことにより、地方創生実現の鍵を握る中小企業者の維持・拡大を支えていく。
- (3) 依然として厳しい経営環境にある企業が多いことから、中小企業者の業況変化等の早期把握に努めるとともに、経営の正常化に向け、金融機関との情報共有によるきめ細かな期中管理と早期の対応を行うことにより、中小企業者の持続的発展を支えていく。
- (4) 協会収支の健全性確保及び信用補完制度維持の観点から、求償権の効率的かつ効果的な管理回収を図るとともに、中小企業者支援の観点から事業再生の視点も取り入れた対応に努めていく。
- (5) 当協会創立70周年を捉え、当協会の果たすべき使命や役割等をより効果的に発信していくとともに、経営の透明性及び健全性の確保や職員の能力向上を図り、中小企業者や関係機関からの信頼と評価向上に努めていく。

## 3 事業計画

(単位：百万円、%)

項目	金額	対前年度計画比	対前年度実績見込比
保証承諾	110,000	104.8	94.0
保証債務残高	276,000	97.2	94.8
代位弁済	5,000	100.0	114.9
求償権回収	700	100.0	52.2

※令和元年度経営計画の詳細は当協会ホームページに公開しています。



# 平成30年度の主な取組み

## ● 中小企業者のライフステージに合わせたきめ細やかな保証に向けた取組み

地域経済を支える中小企業者のライフステージに合わせたきめ細やかな保証を実現し、安定的な資金調達を支援する取組みを行っています。

### 全国で初めて特定経営承継関連保証の保証承諾

平成30年4月に創設された事業承継時の代表者個人による株式取得資金等を保証する「特定経営承継関連保証」を、平成30年5月に全国で初めて保証しました。

山形県事業引継ぎ支援センターや金融機関をはじめとした関係機関と連携を図り、円滑な事業承継の実現に向けた取組みを推進することで、地域課題の解決に貢献しています。



提供：ニッキン2018年7月13日号

提供：山形新聞 平成30年6月22日(金)

### 新規保証推進キャンペーンを実施



創業のための資金調達を必要とする方や今まで借入したことがない中小企業者の新たな信用を創造・発掘し、さらなる資金調達機会の拡大を図るため、新規保証推進キャンペーンを実施しています。

同キャンペーンは、例年4月1日から12月31日の9ヵ月間内に、新規利用企業者（新規利用または、完済後3年経過後の利用企業）に対する保証承諾の多い金融機関店舗を表彰するものです。この取組みを通して中小企業者の新たな信用力を創造・発掘することに努めています。

### 社会貢献応援型特定社債保証制度「貢献」を創設

平成31年1月に、社会貢献の取組みを行う中小企業者を応援するため、保証料率を従来よりも0.1%割り引いた『社会貢献応援型特定社債保証制度「貢献」』を創設しました。

本制度により、中小企業者の社会貢献への取組みを応援するとともに、資金調達の円滑化に寄与しています。

平成30年度保証承諾額、8億円（15件）。





## ● 平成30年度の新しい取組み

平成30年4月に改正信用保証協会法が施行される等、保証協会を取り巻く環境や求められる役割が変化してきていることを踏まえ、新しい取組みを始めています。

### 経営者保証を不要とする取扱いを開始

「経営者保証に関するガイドライン」に則り、従前から行っていた金融機関等と連携した取組みを更に推し進めるため、全協会で開催された経営者保証を不要とする新たな運用・制度に積極的に取り組んでいます。

平成30年度における無保証人での保証承諾実績（全保証承諾に占める割合）2,291件（34.8%）

### 金融機関へ出張保証相談

地域金融機関との連携を更に深め、中小企業者の安定的な資金調達に貢献するため、金融機関店舗へ出張保証相談を開始しました。

新たな資金需要の発掘や適切な保証制度等の提案を行い、適切な保証利用の推進に繋がっています。

### 市町村向けの保証料補給拡充要請、農業ビジネス保証制度の説明会を実施

県内で新たな産業を創出する創業者の資金調達を支援するため、市町村向けに創業関連保証に対する保証補給の拡充要請を行い、ほとんどの市町村で平成31年度からの保証料負担ゼロを実現しました。

併せて、商工業と農業を合わせ営む事業者を支援する「農業ビジネス保証制度」について、説明会を開催しました。

地域の中小企業者の資金調達環境の改善に向けて、取り組んでいます。

<p>県信用保証協会 保証料補給拡充を要請</p> <p>まず山形、21日に向け説明会</p> <p>県信用保証協会は17日、山形市の同協会、市町村の信用保証料補給拡充と農業ビジネス保証制度に関する説明会を開いた。</p> <p>村山地方の市町の担当者14人が出席。同協会の創業関連保証を利用し金融機関から融資を受ける場合、保</p>	<p>「証料率は1.0%で、県内の30市町村は0.2%を補給している。県の0.4%、協会の0.1%を合わせると創業者の負担は0.3%になる。協会の担当者は、全市町村による補給実施と、補給割合を引き上げて創業者の保証料負担をゼロにする</p>	<p>ることに協力を求めた。また、商工業と農業の兼業者を対象とした新たな農業ビジネス保証制度の創設について、担当者は「国、自治体、協会、金融機関の負担を前提とする自治体制度をつくる必要がある。農業ビジネスの活性化などのメリットがある」と話した。</p> <p>説明会は21日に向け、米沢、長井、鶴岡、酒田、新庄の各支店でも開く。</p> <p>（鈴木悟）</p>
---	--	---

提供：山形新聞 平成30年12月18日(火)

## ● セミナーの開催、研修会の実施

創業支援や事業承継支援をととした地域産業の活性化、相互理解の促進による円滑な資金調達環境の整備のため、中小企業者向けのセミナーを開催するとともに、金融機関向けの研修会を実施しています。

### 事業承継セミナーの開催



山形県、山形県事業引継ぎ支援センター、山形県よろず支援拠点、山形県信用保証協会の4機関が主催して、中小企業者の円滑な事業承継を支援するため、平成30年8月下旬に県内4会場において事業承継セミナーを開催しました。セミナーでは弁護士・税理士で山形県事業引継ぎ支援センターの須藤雅人統括責任者から「これから始める事業承継と税制改正のポイント」をテーマに講演していただきました。また、実際に事業承継を行った経営者をお招きし、事業承継する際に直面した課題やその対応策について講演していただきました。村山会場ではテレビ局の取材も入り、事業承継セミナーの風景も取り上げていただきました。セミナー終了後には個別相談会を実施し、事業承継に向けたサポートを行いました。



### 創業・移住創業セミナーへの参加



創業時の資金調達について周知を図るため、商工団体等が開催する創業セミナーに、積極的に職員を講師として派遣しています。

また、山形県が主催したやまがた移住・創業セミナー（大江町・認定NPO法人ふるさと回帰センターが共催、山形商工会議所・商協会が協力）に参加し、当協会の創業支援事業や、創業計画の策定等、資金調達面での支援について説明を行いました。

このような創業支援をとおして、地域経済の活性化に貢献しています。



### 金融機関職員信用保証業務研修会を開催



金融機関の職員の方に、信用保証業務の内容及び信用補完制度の趣旨等の理解を深めていただき、信用保証協会付融資のより円滑な取扱いが行われることを目的に、「金融機関職員信用保証業務研修会」を開催しています。

当研修会は平成2年から行っており、平成30年度は7月2日から一泊二日のカリキュラムで実施しました。今回も県内全金融機関から35名の参加をいただき、参加者は累計で延べ1,000人を超えています。

異なる金融機関職員同士で意見交換をする機会も設けており、地域金融機関間の連携促進にも繋がっています。





## ● 経営支援・創業支援・事業承継・事業再生支援等への取組み

当協会では、資金繰り支援にとどまらず、協会内中小企業診断士を中心に、中小企業者の総合支援機関として経営支援・創業支援・事業承継・事業再生支援等に積極的に取り組んでいます。

### 専門家派遣事業の推進

中小企業者が抱える経営及び技術上の課題解決を図るため、専門家派遣事業を実施しています。中小企業者のあらゆる課題に応えるため、課題に即した専門家を県内外から派遣するなど支援内容を充実させ、利便性の向上を図っています。創業者の創業計画策定支援時にも専門家派遣事業を活用しています。

なお本事業は、国の「信用保証協会中小企業・小規模事業者経営支援強化促進補助金」事業を活用し、推進に努めています。

〈専門家派遣事業の取組実績〉

	平成30年度
実施回数	286
企業数	77



### 認定支援機関による経営改善計画策定支援事業

中小企業者が認定支援機関による経営改善計画策定支援事業に基づき、経営改善計画を策定する際にかかった費用について補助する事業を行っています。

国費補助（3分の2）によらない事業者負担（3分の1）の一部について、当協会が独自に費用補助を行い中小企業者の負担を軽減することで、中小企業者の経営改善を支援しています。



### 経営相談会の定期的な開催

協会内中小企業診断士による経営相談会を毎月第2木曜日に開催しています。また、平成30年10月には山形県中小企業診断協会の後援を得て、外部の中小企業診断士による経営相談会を開催し、平成30年12月には山形県よろず支援拠点との共催で経営相談会を開催しました。

当協会では、中小企業者が抱える経営課題等の解決に向けたサポートを行っています。



## ● 金融機関・中小企業支援機関等との連携に向けた取組み

地域中小企業者の支援体制充実のため、金融機関や中小企業支援に携わる関係機関と連携を深める取組みを行っています。

### 東北税理士会山形県支部連合会と「中小企業支援等の連携に関する覚書」を締結



中小企業者の経営の安定及び経営基盤の強化を目的とした支援に連携して取組んでいくため、平成31年3月19日に、東北税理士会山形県支部連合会と「中小企業支援等の連携に関する覚書」を締結しました。

中小企業者の身近な相談相手である税理士と連携を深め、中小企業者の成長や持続的発展に向けた取組みを行っていきます。

### やまがた中小企業支援ネットワーク会議

地域全体での経営支援・再生支援の充実を図るため、参加機関の目線合わせ・スキルの向上等を目的とした「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」や個別企業を支援する「経営サポート会議」を開催し、金融支援と経営支援の一体的な取組みを行っています。

「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」は年2回開催しており、平成31年1月の平成30年度第2回目のネットワーク会議では、中小企業庁事業環境部金融課の茂木高志課長補佐をお招きし、「本業支援の担い手としての金融機関について」をテーマに講演していただきました。

#### <経営サポート会議の取組実績>

	平成30年度
回数	79
企業数	57

また、「経営サポート会議」では、当協会が事務局となり、金融債権者との意見交換、事業計画の説明、支援に対する目線合わせ等の場を積極的に提供しています。



提供：山形新聞 平成31年1月16日(水)

### OSAKAビジネスフェア ものづくり展+2018への参加



大阪信用保証協会主催の「OSAKAビジネスフェア ものづくり展+2018」へ、平成30年11月21日に県内企業5社とともに参加しました。(平成28年度より延べ9社参加)

本ものづくり展は、優れた技術や魅力ある商品等を有する事業者の方に、自社をPRする機会と出展企業間における情報交換の場を提供し、今後のビジネスチャンスに繋げていただくことを目的としています。

販路開拓に繋がる成果も出ており、今後も県内中小企業者の新たなビジネスチャンスを応援していきます。





## ● 利便性向上に向けた取組み

より円滑な資金供給実現のため、保証協会利用の利便性を向上に取り組んでいます。

### 保証付融資の円滑な事務処理実現のためのツール作成や配布

信用保証協会付融資の事務処理等の理解をより深めてもらい、迅速な資金供給に貢献するため作成している「信用保証ガイドブック」「信用保証ミニガイド」について、直近改正を網羅した形で、改訂しました。

また、全国信用保証協会連合会で作成した信用保証申込書作成支援ツール（同エクセル版）を県内金融機関に配布し、簡易迅速な書類作成に協力しています。

## ● 社会貢献活動への取組み

当協会では、信用保証業務に留まらず、社会貢献活動にも積極的に取り組んでいます。

### 地域貢献活動 ～山形まるごとマラソンへのボランティア参加～

地域貢献活動の一環として、平成30年10月7日(日)に山形市で開催された「第6回山形まるごとマラソン」のコース内給水所運営ボランティアとして、役職



員16名が参加しました。この大会は、山形市中心部の名所旧跡を巡るコースのため、例年募集開始から数日で定員となるほど人気があります。今年も県内外から約5,200人のランナーが参加、当協会からも3人がエントリーしました。

大会は約300人のボランティアに支えられており、当協会はスタートから約4kmの地点にある第1給水所の給水係を担当しました。力を振り絞って走るランナーに精一杯の声援を送り続けました。

### 募金活動 ～各種団体が実施する募金活動への協力～

社会貢献活動の一環として、従前から各種団体が実施する募金活動に協力しております。

このような永年の取組みが評価され、この度第63回山形市民総合社会福祉大会（主催：山形市・山形市社会福祉協議会・山形県共同募金会山形市共同募金委員会）において共同募金運動協力者・協助者として表彰されました。

今後も共同募金をはじめ、各種団体が実施する募金活動に引き続き協力してまいります。



## ● 外部評価委員会の評価及び公表

当協会では、経営の透明性を向上させ対外的な説明責任を適切に果たすため、弁護士、税理士、中小企業診断士で構成される外部評価委員会を設置しています。

平成30年度経営計画の実績に対する外部評価委員会の意見は下記のとおりです。

※その他詳細は当協会ホームページに公開しています。



### 平成30年度経営計画の実績に対する外部評価委員会の意見

県内経済は、設備投資の増加や個人消費が底堅く推移しているほか、雇用・所得環境も着実に改善しているが、生産活動が弱含みとなっており、全体として横ばい圏内の動きとなっている。さらに、中小企業者にとっては、海外経済の不透明感や消費税率引き上げによる影響等も懸念され、依然として予断を許さない状況である。

このような中、改正信用保証協会法等の施行により、中小企業者の経営支援や金融機関との連携強化がこれまで以上に求められており、さらに、公的機関として地方創生への貢献等が期待されている。このような視点で見た場合、全体的に適正な業務運営がなされており、以下の内容の通り評価できる。

保証部門について、保証承諾額及び保証債務残高はいずれも計画額を上回った。特に、金融機関との対話や連携等を通じて中小企業者の多様な資金ニーズを把握し、社会貢献応援型特定社債保証「貢献」等の新たな保証制度を創設するなど、中小企業者のライフステージに合わせたきめ細やかな保証に向けて取組んだ結果、保証承諾額は4年ぶりに前年度を上回るとともに、7年連続で東北最多の保証承諾実績となった。また、地域の課題に対応した中小企業支援策についても、地方公共団体や関係機関との対話を図りながら、積極的に対応し、新たな支援策の検討を進めていることが窺える。

今後も、金融機関との対話や連携を一層図りながら、信用保証を通じて、中小企業者に寄り添った保証を心掛けるとともに、中小企業者の発展を担う公的機関として地域の課題に向き合い、地方創生への貢献に一層努められるよう期待したい。

期中管理部門について、経営支援では、協会利用企業が抱えている経営課題解決のため専門家派遣事業を実施するほか、「やまがた中小企業支援ネットワーク会議」や「経営サポート会議」等を通じて金融機関や関係機関との連携強化を図るとともに、事業承継支援や創業支援も含めて、互いの各種経営支援施策を活用しながら中小企業者を積極的に支援している。また、経営支援業務に関する研修や再生支援事例の情報共有等を通じて、経営支援業務に関する全社的なスキルアップにも取り組んでいることが窺える。

期中管理では、金融機関との対話や連携を図るとともに、関係部署間の情報共有を深めながら、延滞・事故案件についての管理徹底や早期対応により正常化を図りつつ、代位弁済についても適正な対応に努めていることが窺える。

今後も、金融機関や関係機関と連携して中小企業者への経営支援をさらに強化するとともに、創業支援や事業承継支援への重点的な取組みを期待したい。また、期中管理についても、中小

企業者の業況変化等の早期把握に努めるとともに、返済緩和先の正常化に向け、金融機関との情報共有によるきめ細かな管理と早期の対応を行うこと、並びに代位弁済についての適正な対応に引き続き努めることを期待したい。

回収部門について、主債務者や連帯保証人との面談や実地調査等を積極的に行いながら相手方の実態調査に努め、一部弁済による連帯保証債務免除等実態に即応した回収方策を講ずるとともに、任意処分を基本とする担保物件の早期処分に向けた取組みを行った結果、計画額及び前年度実績とも上回る回収実績となった。また、管理実益のない求償権の管理事務停止・求償権整理により、回収業務の効率化も図られていることが窺える。

今後も、継続して求償権の効率的かつ効果的な管理回収を図るとともに、中小企業者支援の観点から事業再生の視点も取り入れた対応に努められるよう期待したい。

その他間接部門について、中小企業者や関係機関から信頼される組織であり続けるため、常勤理事会議を開催して重要事項を決定するなど、経営の透明性確保に取組むほか、事前通知の無い業務監査や就業時間外の会計監査の実施並びに反社会的勢力等への対応等、コンプライアンス態勢の強化による経営の健全性確保にも取り組んでいる。また、業務全般の改善及び効率化、継続的な人材育成による職員の能力向上、並びに働きやすい職場環境の整備を通じて組織体制の充実・強化にも努めていることが窺える。

今後も、引き続き経営の透明性及び健全性の確保と職員の能力向上を図り、中小企業者や関係機関からの信頼と評価向上に努めていく必要がある。

最後に、中期事業計画及び年度経営計画に掲げる諸課題に対して、積極的かつきめ細やかに取組むほか、コンプライアンス・個人情報保護への対応をはじめとする運営規律の強化にも努め、中小企業者への更なる支援の充実を期待したい。



# 平成30年度事業報告

## ● 事業概況

### 1 事業方針

平成30年度は、法改正により保証協会の業務に経営支援等が新たに追加されたことを受け、地域に根ざす保証協会として、中小企業・小規模事業者（以下、「中小企業者」という。）の多様な資金ニーズに合わせた保証制度を創設するとともに、金融機関との連携を一層深めながら、中小企業者の安定的な資金調達や経営改善及び生産性向上の促進に積極的に取り組みました。また、支援機関等とも連携しながら、中小企業者への効果的な経営支援を推進したほか、代位弁済後は適時適切な措置による効率的な回収に取り組みました。

具体的には、中期事業計画の基本方針及び平成30年度経営計画に基づき、以下の事項を重点項目として業務に取り組みました。

- ① 金融機関との対話や連携の強化による中小企業者の安定的な資金調達の実現と経営改善、生産性向上の促進
- ② 金融機関や支援機関等と連携した経営支援の取組みの推進
- ③ 中小企業者の業況の早期把握による調整と返済緩和先の正常化に向けた取組みの推進
- ④ 回収の合理化及び効率化と実情を踏まえた柔軟な対応
- ⑤ 中小企業者や関係機関から信頼され続ける組織であるための経営の透明性及び健全性の確保や職員の能力向上に向けた取組み

### 2 業 績

(金額単位：千円)

項 目		平成30年度 (65期)	平成29年度 (64期)	前 年 度 比	
				増 減 (△)	比 率 (%)
保 証 申 込	件 数	11,442	10,320	1,122	110.9
	金 額	120,106,114	104,929,133	15,176,981	114.5
保 証 承 諾	件 数	11,429	10,313	1,116	110.8
	金 額	120,123,464	104,795,583	15,327,881	114.6
保証債務残高	件 数	33,034	34,641	△1,607	95.4
	金 額	294,171,594	306,618,312	△12,446,719	95.9
保証債務 平均残高	件 数	33,594	35,261	△1,667	95.3
	金 額	296,527,930	314,103,472	△17,575,542	94.4



## (1) 保証 ( ) は前年度比

### ① 保証申込・保証承諾及び保証債務残高

保証申込は11,442件 (110.9%) で、120,106,114千円 (114.5%)、保証承諾は11,429件 (110.8%) で、120,123,464千円 (114.6%) となりました。

また、保証債務残高は33,034件 (95.4%) で、294,171,594千円 (95.9%) となりました。

### ② 保証承諾の内容

項目	区分	構成比
金融機関別	都市銀行	0.1%
	地方銀行	48.1%
	第二地方銀行協会加盟行	26.0%
	信用金庫	18.4%
	信用組合	6.9%
	政府系金融機関	0.5%
	金額別	5,000千円以下
	5,000千円超10,000千円以下	14.4%
	10,000千円超50,000千円以下	56.3%
	50,000千円超80,000千円以下	7.0%
	80,000千円超1億円以下	2.6%
	1億円超	5.1%
	1件平均保証承諾額 10,510千円 (103.4%)	
期間別	6カ月以内	17.3%
	6カ月超1年以内	19.6%
	1年超3年以内	29.3%
	3年超5年以内	5.1%
	5年超7年以内	13.5%
	7年超10年以内	9.0%
	10年超	6.3%
		1件平均保証期間 3年2カ月 (△2カ月)
資金用途別	運転資金	57.0%
	設備資金	9.8%
	運転設備資金	33.2%
業種別	卸・小売業	30.3%
	建設業	27.4%
	製造業	23.0%
	サービス業	11.4%
	その他	7.9%

## (2) 代位弁済及び求償権の管理 ( ) は前年度比

### ① 代位弁済

代位弁済は363件(107.1%)で、4,301,541千円(104.0%)となり、件数で24件増加し、金額で163,805千円増加しました。

また、1件平均代位弁済額は、11,850千円(97.1%)となりました。

なお、企業者数は123企業で、1企業当たりの代位弁済口数では3.0口、同代位弁済額は34,972千円(114.1%)となりました。

### ② 回収

回収は114件(101.8%)で、1,282,812千円(100.3%)となりました。

### ③ 求償権償却

求償権の償却は374件、4,728,378千円、期末求償権は125件(74.9%)で、583,465千円(33.3%)となりました。

## 3 事業展望

貸出金利の低下による信用保証料の割高感やセーフティネット保証の償還等を背景に、保証債務残高は減少傾向が続いています。また、平成30年4月の法改正により、中小企業者の経営支援や金融機関との連携強化が求められ、公的機関として地方創生への貢献等が期待されています。

こうした中、当協会は金融機関との対話や連携を一層図りながら、保証協会の基本業務である信用保証を通じて中小企業者の安定的な資金調達を支援するとともに、地域経済の発展を担う公的機関として、地域の課題に向き合い、地方創生に一層の貢献を果たしていきます。

県内中小企業者数が年々減少している現状を鑑み、金融機関や支援機関と連携して、中小企業者への経営支援をさらに強化するとともに、創業支援や事業承継支援に重点的に取り組み、中小企業者の維持・拡大を支えていきます。また、厳しい経営環境にある中小企業者の業況変化等の早期把握に努め、経営の正常化に向けたきめ細やかな期中管理を行い、中小企業者の持続的発展を支えていきます。

さらに、当協会70周年という節目の年を迎え、「これまでも、これからも。」「企業のちかくで、事業のちからに。」をスローガンに、当協会が果たすべき使命や役割等を発信していくとともに、経営の透明性及び健全性を確保し、今後とも信頼される組織として、中小企業者の多様で活力ある成長・発展を支援していきます。

## ● 基本財産

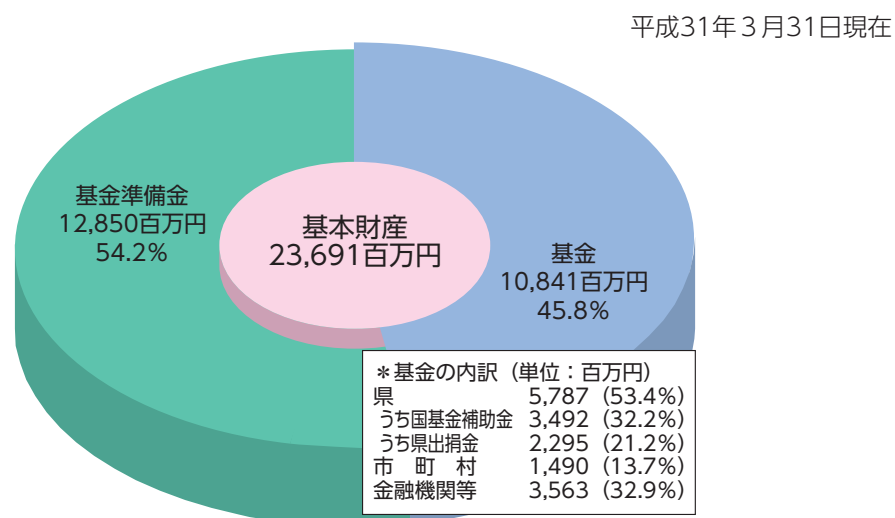
基本財産は、一般企業の資本金に相当するものです。保証協会が引き受けた保証債務の最終担保的な性格があります。中小企業の保証需要に安定して応え、公共的使命を果たしていくためには、基本財産の充実が不可欠となっています。

当協会が引き受ける保証債務の最高限度額は、定款の定めにより基本財産の53.3倍となっています。平成30年度末の保証債務残高は2,941億円の基本財産236億円の12.4倍となっています。

## 基本財産の構成

当協会の基本財産は、次の2つの基金で構成されています。

- ①《基金》… 県・市町村からの出捐金及び金融機関等負担金
- ②《基金準備金》… 毎事業年度における収支差額を累積した自己造成分



## 平成30年度の基本財産造成

平成30年度の収支差額442,685千円のうち、222,685千円を基金準備金として繰り入れを行った結果、平成30年度の基本財産は、23,690,784千円となりました。

## 基本財産の推移

(単位：千円)

項 目	平成30年度 (65期)	平成29年度 (64期)	平成28年度 (63期)	平成30年度－平成29年度 (65期) (64期)
基 金	10,840,728	10,840,728	10,840,728	0
基金準備金	12,850,056	12,627,371	12,351,705	222,685
基本財産	23,690,784	23,192,433	22,856,213	222,685

● 貸借対照表 (平成31年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
現 金	403	基 本 財 産	23,690,784
現 金	403	基 金	10,840,728
小 切 手	0	基 金 準 備 金	12,850,056
預 け 金	8,210,946	制 度 改 革 促 進 基 金	0
当 座 預 金	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金	7,963,000
普 通 預 金	552,156	責 任 準 備 金	1,783,142
通 知 預 金	0	求 償 権 償 却 準 備 金	192,543
定 期 預 金	7,650,000	退 職 給 与 引 当 金	740,746
郵 便 貯 金	8,789	損 失 補 償 金	392,922
金 銭 信 託	0	保 証 債 務	294,171,594
有 価 証 券	27,949,291	求 償 権 補 て ん 金	0
国 債	0	保 険 金	0
地 方 債	14,209,304	損 失 補 償 補 て ん 金	0
社 債	13,736,988	借 入 金	0
株 式	3,000	長 期 借 入 金	0
受 益 証 券	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他有価証券	0	短 期 借 入 金	0
新 株 予 約 権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
フ ァ ン ド 出 資	0	収 支 差 額 変 動 準 備 金 造 成 資 金	0
動 産 ・ 不 動 産	700,271	雑 勘 定	4,014,226
事 業 用 不 動 産	638,919	仮 受 金	35,647
事 業 用 動 産	61,352	保 険 納 付 金	118,156
所 有 動 産 ・ 不 動 産	0	損 失 補 償 納 付 金	2,760
損 失 補 償 金 見 返	392,922	未 経 過 保 証 料	3,846,404
保 証 債 務 見 返	294,171,594	未 払 保 険 料	3,370
求 償 権	583,465	未 払 費 用	7,889
讓 受 債 権	0		
雑 勘 定	940,065		
仮 払 金	11,203		
保 証 金	0		
厚 生 基 金	118,790		
連 合 会 勘 定	4,890		
未 収 利 息	27,663		
未 経 過 保 険 料	777,519		
合 計	332,948,956	合 計	332,948,956

※金額について千円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。



## 貸借対照表の用語解説

借 方		貸 方	
現金・預け金 保証の利用を促進するため、各金融機関へ預け入れしています。	現金・預け金	基本財産 ● 一般企業の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と、過去の収支差額の累計である「基金準備金」で構成されています。	基本財産
有価証券 安全有利な資金運用を行うため、社債・地方債などを保有しています。	有価証券	制度改革促進基金 ● 部分保証制度等によって生じた損失を優先的に処理するための基金です。	制度改革促進基金
損失補償金見返 貸方の損失補償金と同額を見返りとして計上しています。	不動産等	収支差額変動準備金 ● 収支差額に欠損が生じた場合などに備え、協会経営の安定のために積み立てています。	収支差額変動準備金
保証債務見返 貸方の保証債務と同額を見返りとして計上しています。	損失補償金見返	責任準備金 ● 将来の不測の事態に備えて、年度末の保証債務に対し一定の割合で積み立てています。	責任準備金
求償権 金融機関に代位弁済し取得した債権が求償権ですが、経理上の求償権は、代位弁済した金額から回収金ならびに償却分（保険金償却・損失補償金償却・自己償却分）を控除した金額です。	保証債務見返	退職給与引当金	退職給与引当金
未経過保険料 当年度中に日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。	求償権	損失補償金 ● 地方公共団体等が信用保証協会の保証債務履行に基づく損失につき補償を行う場合の限度額を計上しています。	損失補償金
	未経過保険料	保証債務 ● 保証債務残高を計上しています。	保証債務
	その他	借入金 ● 日本政策金融公庫等からの借入金を計上しています。※当協会では借入金はありません。	借入金
		未経過保証料 ● 受入保証料のうち翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。	未経過保証料
		その他	その他

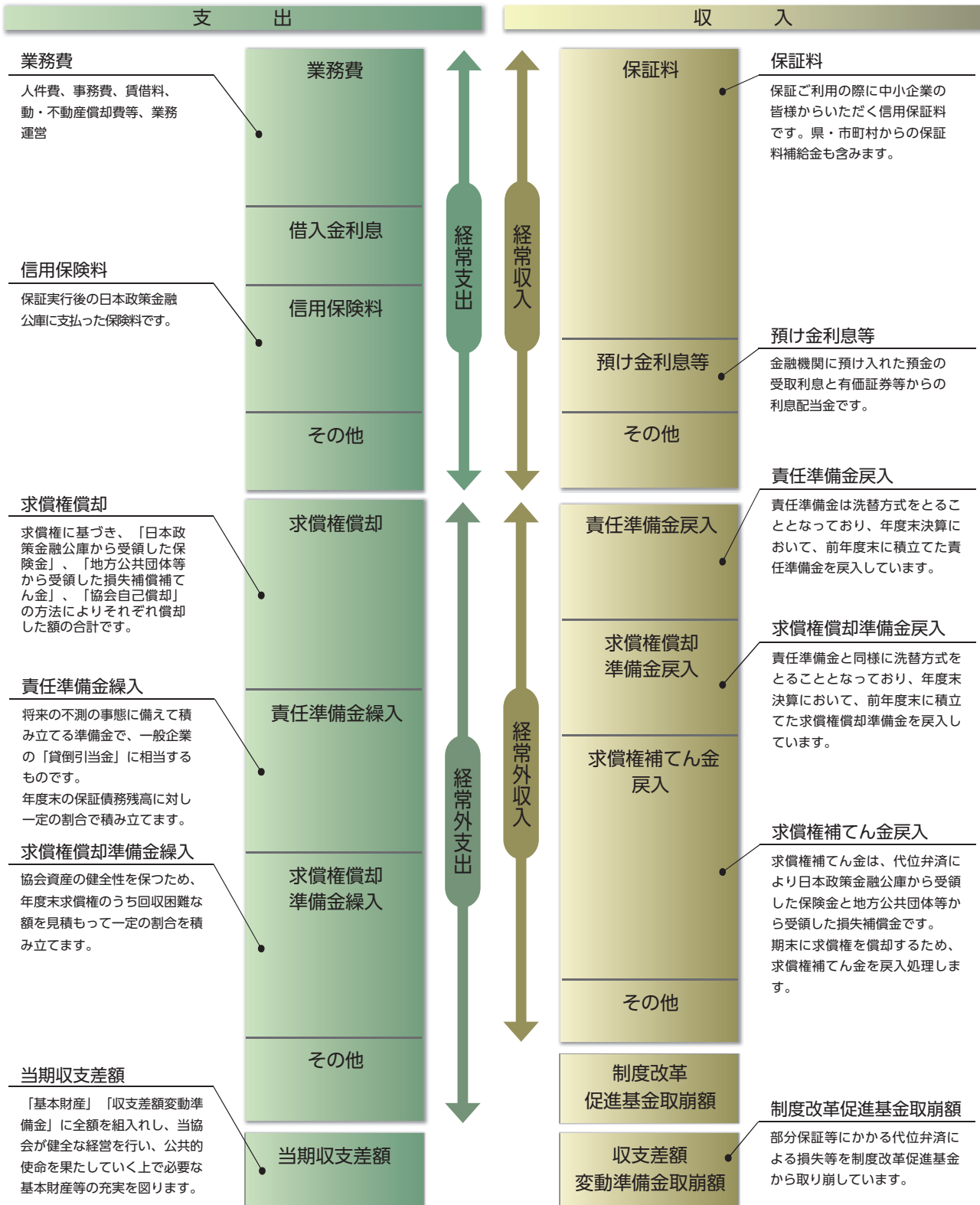
● 収支計算書 (平成30年4月1日から平成31年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
経常支出	2,745,589	経常収入	3,412,008
業 務 費	1,134,108	保 証 料	2,940,913
借入金利息	0	預 け 金 利 息	7,726
信用保険料	1,610,061	有価証券利息・配当金	154,427
責任共有負担金納付金	0	調 査 料	0
雑 支 出	1,420	延 滞 保 証 料	5,199
		損 害 金	30,270
		事 務 補 助 金	22,911
		責 任 共 有 負 担 金	225,135
		雑 収 入	25,428
経常収支差額	666,419		
経常外支出	6,710,819	経常外収入	6,464,607
求 償 権 償 却	4,728,378	償 却 求 償 権 回 収 金	216,274
讓 受 債 権 償 却	0	責 任 準 備 金 戻 入	1,843,651
有 価 証 券 償 却	0	求 償 権 償 却 準 備 金 戻 入	578,985
雑 勘 定 償 却	6,167	求 償 権 補 て ん 金 戻 入	3,825,696
退 職 金	590	補 助 金	0
責 任 準 備 金 繰 入	1,783,142	そ の 他 収 入	0
求 償 権 償 却 準 備 金 繰 入	192,543		
そ の 他 支 出	0		
経常外収支差額	△ 246,213		
制度改革促進基金取崩額	22,478		
収支差額変動準備金取崩額	0		
当期収支差額	442,685		
収支差額変動準備金繰入額	220,000		
基本財産繰入額	222,685		

※金額について千円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

## 収支計算書の用語解説

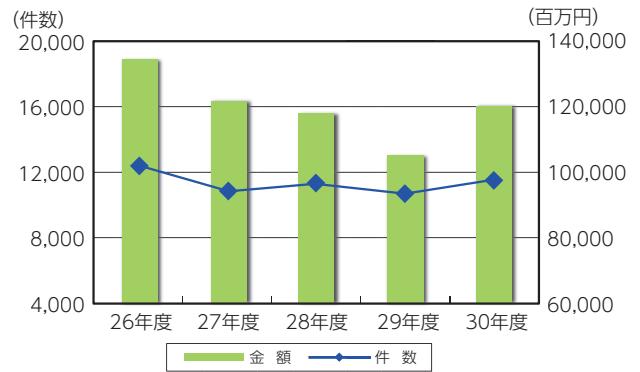


# 統計

## ● 信用保証業務の推移（過去5年間）

### 保証承諾

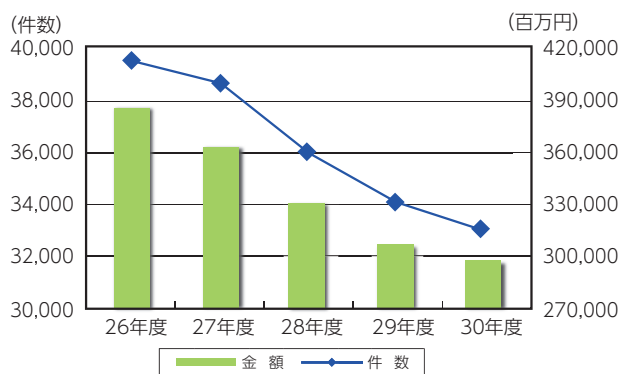
	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
26年度	12,439	134,703	102.6
27年度	10,879	121,111	89.9
28年度	11,357	117,836	97.3
29年度	10,313	104,796	88.9
30年度	11,429	120,123	114.6



金融機関との連携を強化して、中小企業者の資金ニーズにきめ細かく対応するとともに、短期継続型保証「たんけい」などの活用等に取り組んだ結果、4年ぶりに前年を上回った。また、7年連続で東北最多の実績となった。

### 保証債務残高

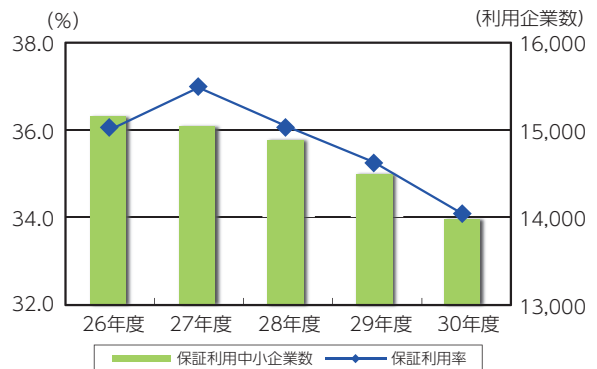
	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
26年度	39,236	384,297	97.3
27年度	38,810	361,706	94.1
28年度	36,552	331,138	91.6
29年度	34,641	306,618	92.6
30年度	33,034	294,172	95.9



保証承諾件数・金額ともに増加したものの、セーフティーネット保証の順調な償還等から減少傾向が続き、件数では約1,600件（△4.6%）、残高では約124億円（△4.1%）それぞれ減少したが、3年連続東北最多の実績となった。

### 保証利用率・保証利用中小企業数

	保証利用率	保証利用 中小企業数	前年度比(%)
26年度	36.4	15,381	100.6
27年度	37.5	15,324	99.6
28年度	36.3	14,851	96.9
29年度	35.4	14,458	97.4
30年度	34.2	13,996	96.8

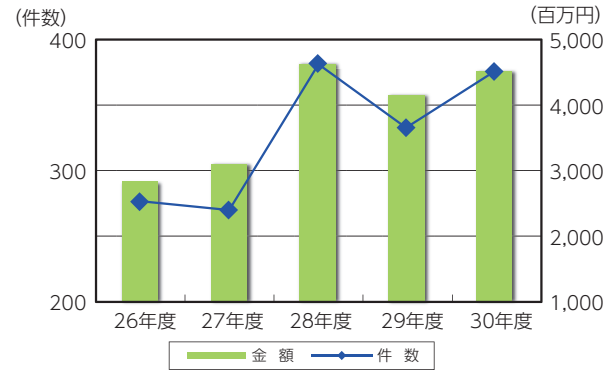


低金利を背景とした信用保証料の負担感等の環境変化の他、先行き見通し不安、後継者難等を理由とした自主廃業等による県内中小企業者減少の影響を受け、保証利用率及び利用企業数ともに減少した。



## 代位弁済〈元利合計〉

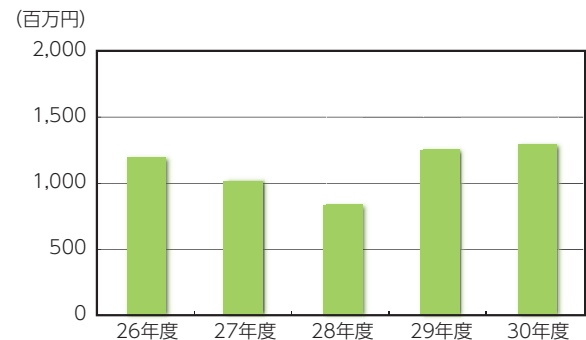
	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
26年度	277	2,838	64.1
27年度	270	3,089	108.8
28年度	381	4,622	149.6
29年度	339	4,138	89.5
30年度	363	4,302	104.0



企業の状況に応じた返済条件緩和等の柔軟な対応を行ったものの、平成30年度は、大口代位弁済の発生もあり前年度を若干上回る実績となった。

## 回収金額〈対債務者元金〉

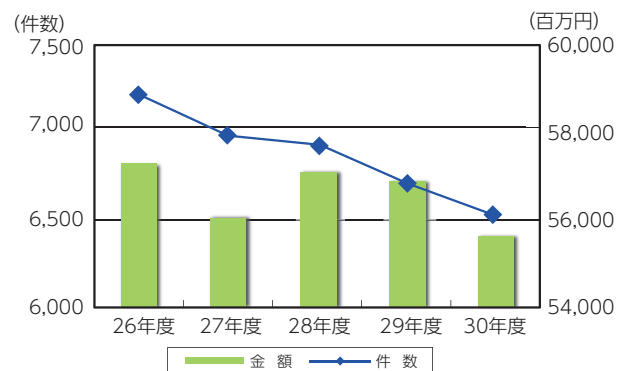
	金額 (百万円)	前年度比(%)
26年度	1,194	101.8
27年度	1,018	85.3
28年度	833	81.8
29年度	1,279	153.4
30年度	1,283	100.3



連帯保証人の非徴求や無担保化等、回収環境が厳しい中、関係部署との連携強化を行い、代位弁済後の早期回収着手や任意処分等による回収により、前年度とほぼ変わらない堅調な実績となった。

## 求償権残高〈対債務者〉

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
26年度	7,218	57,236	93.0
27年度	6,985	56,276	98.3
28年度	6,904	57,192	101.6
29年度	6,704	56,846	99.4
30年度	6,559	55,496	97.6



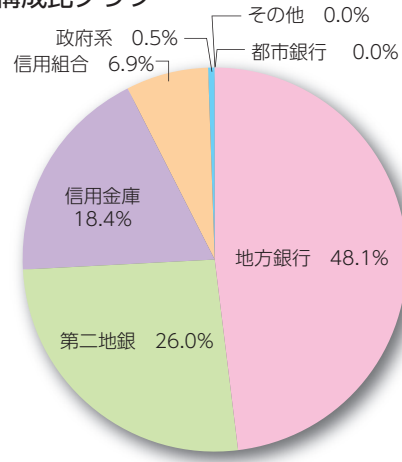
代位弁済は前年より若干増加したが、堅調な回収および求償権整理により求償権残高が減少した。

## ● 金融機関別保証状況 (平成30年度)

### 保証承諾

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
都市銀行	2	60	46.3
地方銀行	4,742	57,773	118.3
第二地銀	2,529	31,288	112.5
信用金庫	2,596	22,127	113.7
信用組合	1,531	8,269	108.4
政府系	27	589	64.6
その他	2	17	63.5
合計	11,429	120,123	114.6

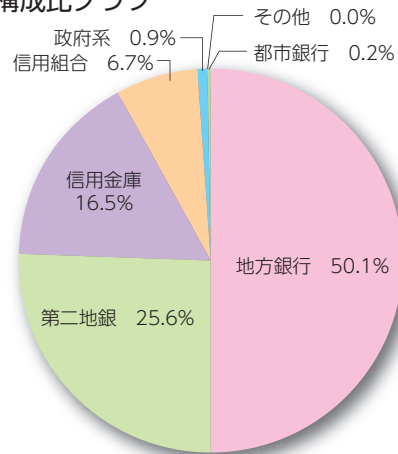
■金額構成比グラフ



### 保証債務残高

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
都市銀行	27	455	88.5
地方銀行	14,385	147,346	93.4
第二地銀	7,321	75,171	95.5
信用金庫	7,113	48,663	104.3
信用組合	3,989	19,818	99.5
政府系	186	2,622	90.7
その他	13	97	109.8
合計	33,034	294,172	95.9

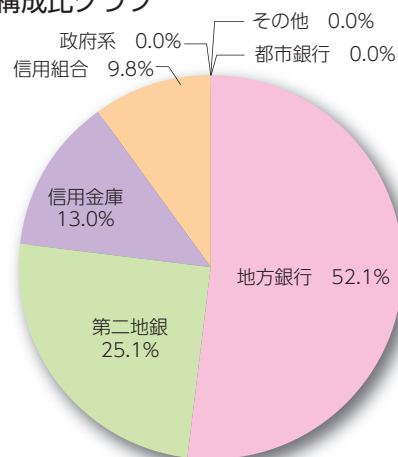
■金額構成比グラフ



### 代位弁済 (元利合計)

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
都市銀行	0	0	-
地方銀行	182	2,242	109.5
第二地銀	82	1,080	154.5
信用金庫	65	560	57.0
信用組合	34	420	105.7
政府系	0	0	-
その他	0	0	-
合計	363	4,302	104.0

■金額構成比グラフ



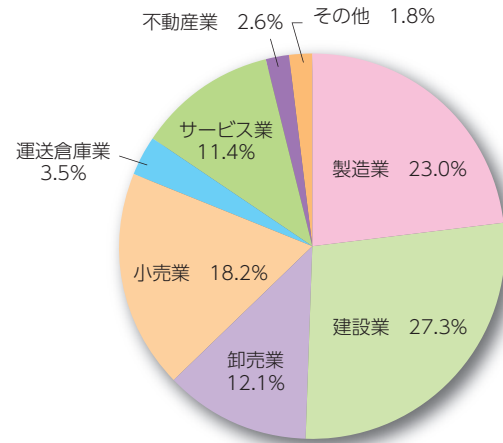
※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

## ● 業種別保証状況（平成30年度）

### 保証承諾

	件数	金額	
		(百万円)	前年度比(%)
製造業	2,098	27,623	114.9
建設業	3,310	32,853	112.5
卸売業	995	14,498	115.3
小売業	2,775	21,914	116.7
運送倉庫業	254	4,243	131.9
サービス業	1,633	13,699	106.2
不動産業	240	3,179	151.8
その他	124	2,114	106.6
合計	11,429	120,123	114.6

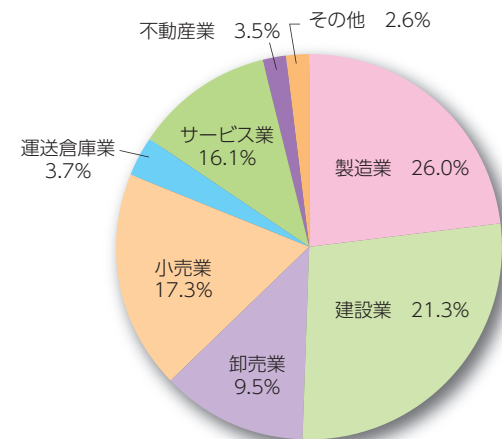
■金額構成比グラフ



### 保証債務残高

	件数	金額	
		(百万円)	前年度比(%)
製造業	6,599	76,624	93.8
建設業	8,391	62,604	98.6
卸売業	2,573	27,878	97.2
小売業	8,019	50,882	97.9
運送倉庫業	871	10,936	97.0
サービス業	5,284	47,471	92.8
不動産業	847	10,258	99.3
その他	450	7,518	94.2
合計	33,034	294,172	95.9

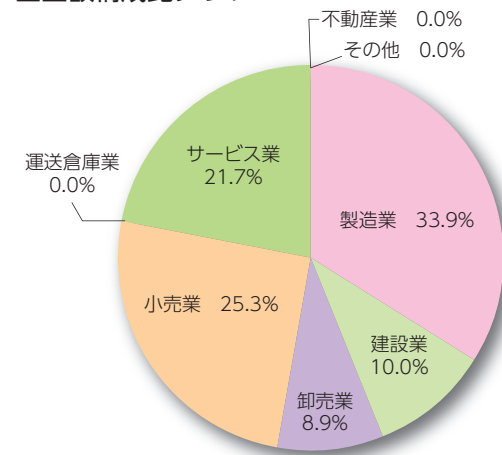
■金額構成比グラフ



### 代位弁済（元利合計）

	件数	金額	
		(百万円)	前年度比(%)
製造業	89	1,460	151.4
建設業	51	431	75.2
卸売業	37	385	83.6
小売業	114	1,087	102.1
運送倉庫業	0	0	—
サービス業	70	935	96.1
不動産業	0	0	—
その他	2	2	55.0
合計	363	4,302	104.0

■金額構成比グラフ



※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

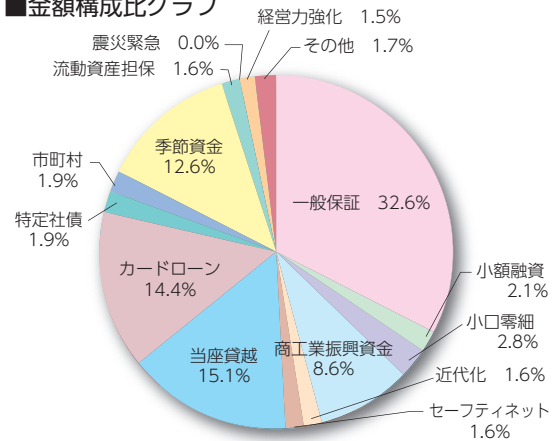


## ● 制度別保証状況 (平成30年度)

### 保証承諾

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
一般保証	3,027	39,136	127.2
小額融資	313	2,542	89.2
小口零細	1,166	3,343	136.9
商工業振興資金	414	10,327	143.5
近代化	208	1,877	123.5
セーフティネット	68	1,898	35.0
当座貸越	799	18,092	128.2
カードローン	3,756	17,306	115.9
特定社債	45	2,336	128.6
市町村	270	2,265	123.4
季節資金	1,214	15,168	89.1
流動資産担保	32	1,901	95.6
震災緊急	0	0	-
経営力強化	68	1,861	90.9
その他	49	2,071	250.2
合計	11,429	120,123	114.6

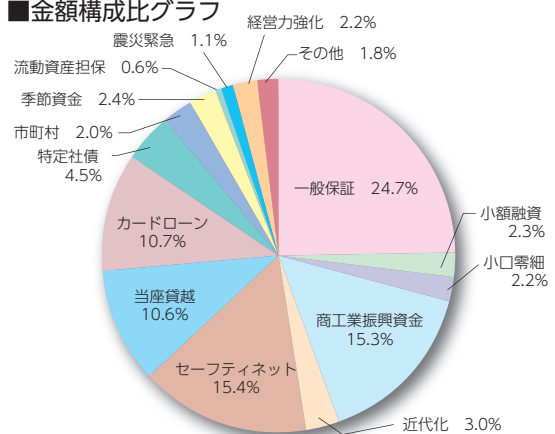
■金額構成比グラフ



### 保証債務残高

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
一般保証	6,887	72,656	113.1
小額融資	1,782	6,893	93.0
小口零細	4,150	6,589	111.1
商工業振興資金	2,830	45,081	98.9
近代化	1,017	8,877	101.0
セーフティネット	4,506	45,307	74.3
当座貸越	1,396	31,188	96.4
カードローン	7,077	31,464	95.2
特定社債	277	13,334	98.0
市町村	1,486	8,576	95.9
季節資金	569	7,103	96.0
流動資産担保	35	1,822	85.8
震災緊急	378	3,332	68.2
経営力強化	353	6,556	101.7
その他	291	5,394	110.5
合計	33,034	294,172	95.9

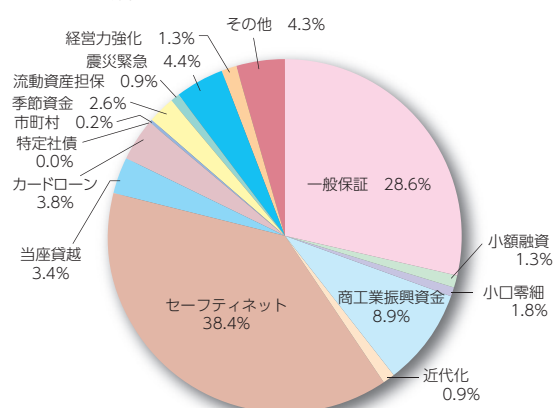
■金額構成比グラフ



### 代位弁済 (元利合計)

	件数	金額 (百万円)	前年度比(%)
一般保証	99	1,231	114.5
小額融資	18	58	64.3
小口零細	23	33	123.3
商工業振興資金	22	381	114.5
近代化	15	39	54.7
セーフティネット	100	1,654	118.9
当座貸越	9	146	168.5
カードローン	43	165	127.5
特定社債	0	0	-
市町村	3	10	14.4
季節資金	7	113	113.3
流動資産担保	1	40	30.3
震災緊急	12	191	108.8
経営力強化	3	54	20.4
その他	8	186	98.2
合計	363	4,302	104.0

■金額構成比グラフ

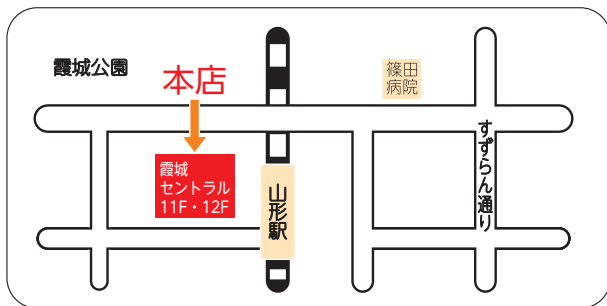


※金額について百万円未満四捨五入しているため、合計は一致しない場合があります。

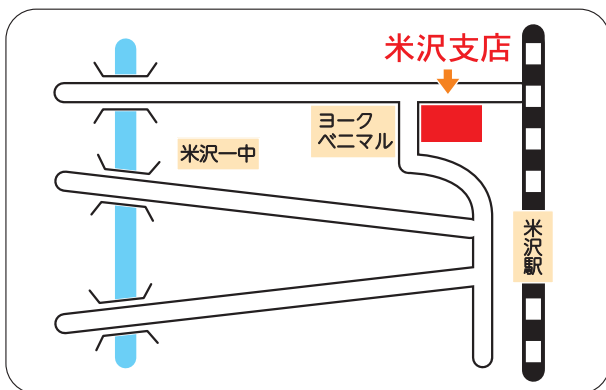
# 営業店舗のご案内

◎**本店** 〒990-8580  
山形市城南町一丁目1番1号  
霞城セントラル内

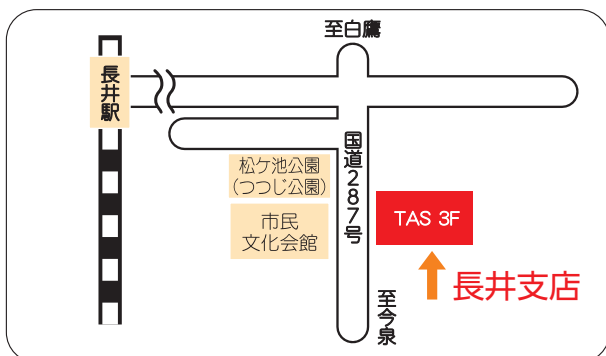
12F 総務部 (総務統括課) TEL 023-647-2245  
(システム経理課) TEL 023-647-2246  
企業支援部 (企画推進課、経営支援課、保証審査課) TEL 023-647-2247  
11F 管理部 (管理回収課) TEL 023-647-2241  
(代位弁済課) TEL 023-647-2248  
総務部・企業支援部・管理部 FAX 023-647-3201  
11F 本店営業部 (保証第一課、保証第二課) TEL 023-647-2240  
FAX 023-646-2883



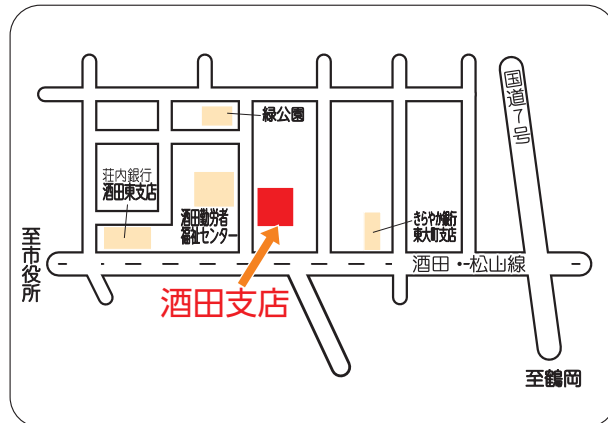
◎**米沢支店** 〒992-0027  
米沢市駅前三丁目1番91号  
TEL 0238-23-7630  
FAX 0238-24-5647



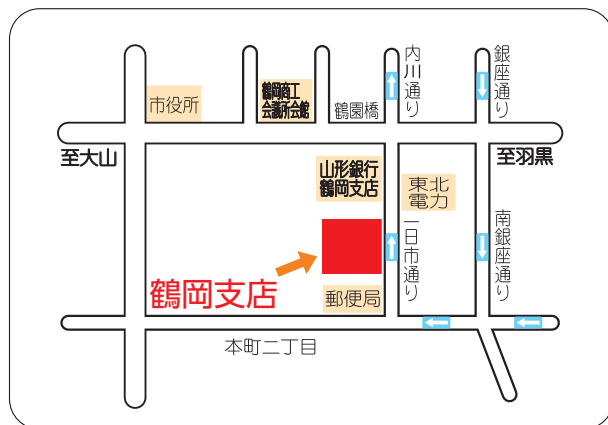
◎**長井支店** 〒993-0011  
長井市館町北6番27号  
TEL 0238-84-1674  
FAX 0238-84-1012



◎**酒田支店** 〒998-0858  
酒田市緑町20番60号  
TEL 0234-22-7644  
FAX 0234-24-3315



◎**鶴岡支店** 〒997-0034  
鶴岡市本町二丁目7番5号  
TEL 0235-22-6122  
FAX 0235-24-6388



◎**新庄支店** 〒996-0031  
新庄市末広町8番21号  
TEL 0233-22-3171  
FAX 0233-22-7035

